

○境港市補助金等交付規則

昭和33年11月15日規則第10号

(目的)

**第1条** この規則は、市が交付する補助金等について交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(責務)

**第3条** 補助事業者は、補助金等の交付に関し不正な申請をしてはならない。

- 2 補助事業者は、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い当該補助金等を公正、かつ効率的に使用しなければならない。

(適用の範囲)

**第4条** 補助金等の交付に関しては、他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

**第5条** 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、必要に応じて実地を調査し、補助金等の交付が必要であると認めた場合に交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を附することができる。

(交付決定の通知)

**第7条** 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、申請者に対し補助金等交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）を交付するものとする。

2 前項の交付決定通知書には、交付決定の内容及び補助金等の交付の条件、法の適用を受けるものは、その旨を記載しなければならない。

3 市長は、前条第1項の審査等の結果により補助金等を交付することが不相当と認めたときは、申請者に対し補助金等交付却下通知書（様式第2号の2）により理由を付して通知しなければならない。

（申請事項の変更）

**第8条** 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において当該補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は当該補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業等変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（前条の規定により中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は当該補助事業等の交付決定を受けた年度が終了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業等の内容により市長が特に認める場合は、この限りでない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書又はこれに準じる書類

（3） その他市長が必要と認める書類

（検査）

**第10条** 市長は、補助事業等の適正な遂行を図らせるため必要があると認めたときは、指名した職員（以下「検査員」という。）をして当該補助事業等に係る帳簿、書類その他の物件の検査を行わせるものとする。

2 検査員は、検査を行ったときは、調書を作成し検査結果を市長に復命しなければならない。

3 市長は、前項の結果、交付決定の内容、条件に適合しないときは、補助事業者には是正の措置を指示することができる。

（補助金等の額の確定）

**第11条** 市長は、第9条に規定する実績報告書を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交

付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に補助金等交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、当該補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金等に該当する場合においては、同法第15条の規定に基づく確定の通知があるまでこれをしないものとする。

（補助金等の支払）

**第12条** 補助金等の支払は、前条の規定による補助金等の額を確定した後に行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要があると認めたときは、当該補助金等を前金払又は概算払することができる。この場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金等の支払を請求しようとするときは、補助金等支払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第13条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
  - （2） 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - （3） 補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
  - （4） 補助事業者（市長が別に定める補助金等に係るものを除く。）が、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当することが判明したとき。
  - （5） 第10条第3項の指示に従わないとき。
  - （6） 前各号に掲げるもののほか、補助事業等に関し法令又はこの規則に違反したとき。
- 2 前項の規定は、前条の規定により補助金等の額を確定した後においても適用するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（補助金等の返還）

**第14条** 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

**第15条** 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等の全部又は一部を指定された期限までに納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

**第16条** 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに当該補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付目的を達成するために必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

**第17条** 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、現に当該事業の実施中のものから適用する。

附 則 (平成元年7月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年1月27日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成21年9月30日規則第27号)

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金等から適用する。

**附 則**（平成22年3月31日規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月28日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第2号の2（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第12条関係）